

埼玉県訓令第十号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一県民生活部の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改める。

様式第四号（一）から様式第五（二）までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第四号（一）から様式第五号（二）までの改正規定は、公布の日から施行する。